

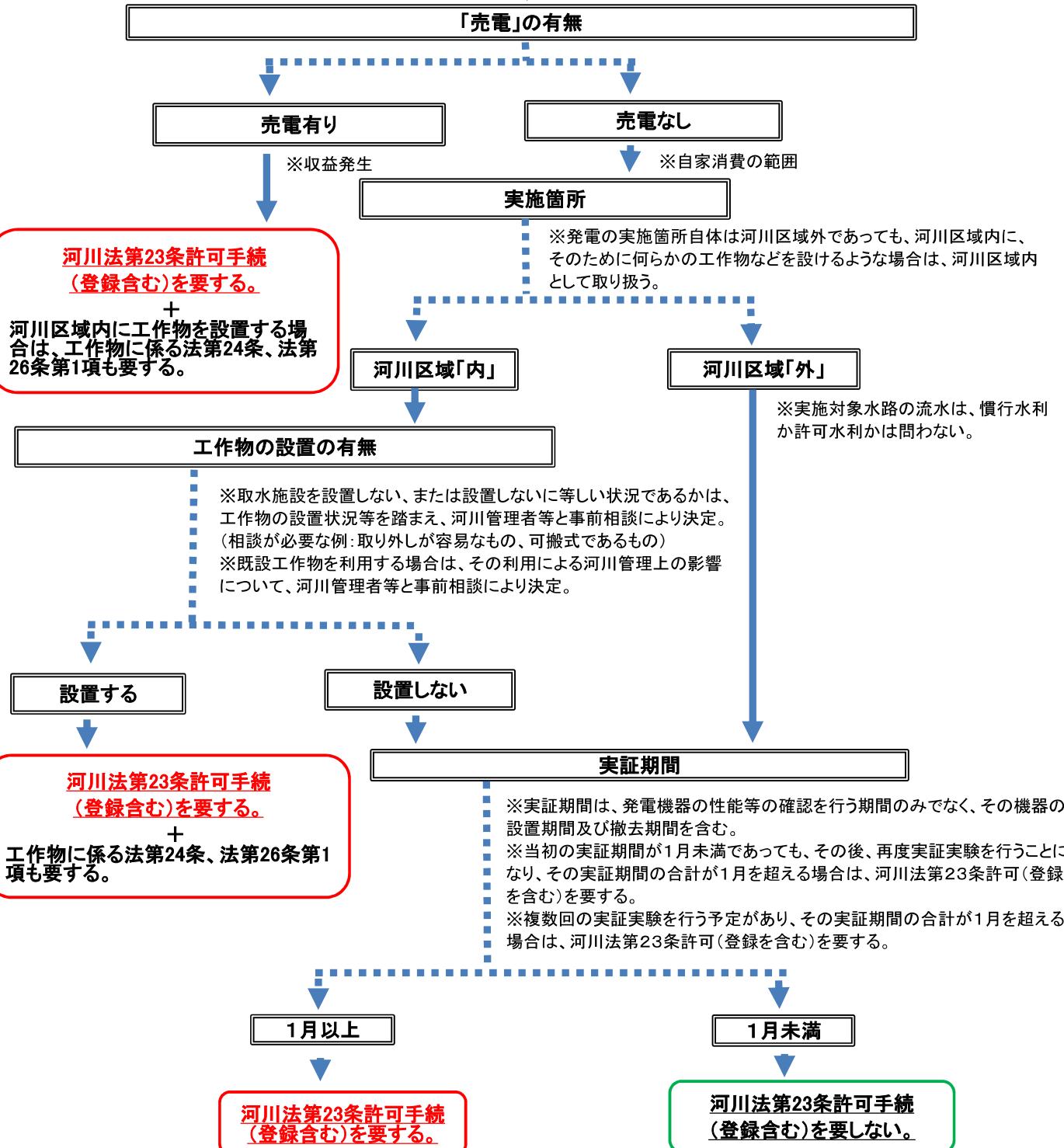
小水力発電に係る実証実験を行う場合の標準手続フロー図(案)

※実証実験とは、小水力発電を今後実施していくために、発電機器の性能等を確認するために行うものとする。

本フローは、小水力発電に係る実証実験を行う場合に、必要な許可手続(登録含む)の要否を明確にすることにより、実証実験実施者及び河川管理者双方の手続の円滑化を図ることを目的としたものである。なお、判断に迷う場合や疑義が生じた場合には、河川管理者に事前相談を行い、必要な手続の有無を確認していただきたい。

実証実験の実施(実施主体・実施目的・小水力発電の施設規模の如何は問わない。
ただし、従属発電による実証実験を行う場合は、施設の所有者などである従属元の事前同意が必要。)

※新たな減水区間の発生や魚類等への影響等、河川環境に影響を生じる場合はこの限りではない。



※ 河川法第23条許可手続(登録を含む)を要しない場合であっても、河川区域内で実証実験を行う場合は、河川工事や環境調査等で使用できない場合もあり得ますので、河川管理者に事前相談されることをおすすめします。

※ 河川法上の許可を要しない場合であっても、洪水時等においては治水上の支障があることから、実証実験実施者の責任において施設の撤去を行うことが必要です。なお、河川管理者から施設の撤去の依頼があった場合は、速やかに対応願います。